

静岡市重度障害者生活訓練ホーム条例の一部改正について

静岡市重度障害者生活訓練ホーム条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成27年9月14日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市重度障害者生活訓練ホーム条例の一部を改正する条例

静岡市重度障害者生活訓練ホーム条例（平成15年静岡市条例第154号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項の表中

「

静岡市桜の園	支援法第5条第7項に規定する生活介護の	25人
静岡市桜の園城北館	うち身体障害者を対象に行うもの（以下「身体障害者生活介護事業」という。）	25人

を

」

「

静岡市桜の園	支援法第5条第7項に規定する生活介護の うち身体障害者を対象に行うもの（以下「身体障害者生活介護事業」という。）	30人
	支援法第77条第3項に規定する障害者等が 自立した日常生活又は社会生活を営むために 必要な事業として市内に住所を有する身 体障害者を対象に日中において行う一時的 な見守りその他の支援（以下「身体障害者日 中一時支援事業」という。）	
静岡市桜の園城北館	身体障害者生活介護事業	20人

に

」

改める。

第9条中「第7条」を「第7条第1項」に改める。

第10条第1項中「いう。）を」の次に「指定管理者の定めるところにより当該」を加え、同条第2項を次のように改める。

- 2 利用料金の額は、身体障害者生活介護事業又は知的障害者生活介護事業に係るものにあつては支援法第29条第1項に規定する特定費用の額として規則で定める額及び支援法第29条第3項又は第30条第3項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額とし、身体障害者日中一時支援事業に係るものにあつては支援法第5条第8項に規定する短期入所のサービスを利用した者が負担する費用の額との均衡を考慮して規則で定める額とする。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。